

病床における身体抑制率

分子： 分母のうち(物理的)身体抑制を実施した延べ患者数(device days)

分母： 病床入院延べ患者数(patient days)

(2012/04/18 日本病院会オリジナル指標)

(参考文献 HBIPS-2 Hours of physical restraint use. Joint Commission National Quality Core Measures)

下記項目のうち1~9の項目に準拠する項目を物理的身体抑制と定義する。

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指 の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子 テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向神経薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志であけることの出来ない居室等に隔離する。

分子対象

算出例

1. 身体抑制を実施している日が1/25, 1/27で、身体抑制を実施していない日が1/22-24, 1/26, 1/28-31の場合
 - 分母10、分子2
2. 調査期間に複数回入院(1/1入院-1/10退院、1/20入院-1/25退院、身体抑制実施日1/5のみ)の場合
 - 分母16、分子1
3. 1/25入院-2/5退院、身体抑制実施日2/1-2/5の場合
 - 1月:分母7、分子0 2月:分母5、分子5
4. 1/25入院-2/5退院、身体抑制実施日2/5のみの場合
 - 1月:分母7、分子0 2月:分母5、分子1

意義

- 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害が生じる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでのやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならない。
- 患者を「治療の妨げになる行動がある」、「事故の危険性がある」という理由で安易にひもや抑制帯などの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛ったりする身体拘束、身体抑制は慎むべきである。

FAQ

- 柵と柵の間に患者が座れるほどの隙間がある4点柵は、身体拘束に該当しますか？
 - 患者の動きの妨げにならないため、4点柵ベッドは身体拘束には該当しません。
- 転倒予防のため「センサーマット」、「離床センサー/体動コール うーご君」などの使用は、定義1～11のどれに該当しますか？
 - 「1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。」に該当します。
- クリップで首の襟につなげていることは身体拘束に該当しますか？
 - 該当します。

変更履歴

変更日	内容
2020/04/20	指標の意義を追加。(資料3枚目)、FAQ追加(資料4枚目)。